

追加 6-7

贈与契約と贈与税

2 贈与税

(4) 贈与税の配偶者控除（特例）

配偶者から、マイホームの贈与（敷地のみの贈与でも可）またはマイホーム取得の金銭の贈与を受けた場合、この特例の適用により基礎控除110万円の他、最高2,000万円の配偶者控除を受けることができます。

— 略 —

(5) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

親（配偶者の父母を除く）から子（孫含む）へマイホーム取得のための資金贈与がなされた場合、一定の要件を満たすことで次の通り非課税限度額が認められます。